

福井地方最低賃金審議会  
第1回福井県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和4年7月25(月)10時00分～10時20分
- 2 場 所 春山合同庁舎14階 労働局会議室
- 3 出席状況 公益代表委員 井花委員、岡崎委員、上野委員  
労働者代表委員 小林委員、玉川委員、山本委員、  
使用者代表委員 江端委員、坂川委員、山埜委員  
事務局 藤原労働基準部長、細川賃金室長、西村賃金指導官

4 議 題

- (1) 福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程(案)について  
(2) 福井県最低賃金に係る審議事項について  
(3) 今後の審議予定について  
(4) その他

5 資 料

- No.1 福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会委員名簿  
No.2 福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会運営規程(案)  
No.3 福井県最低賃金に係る審議事項  
No.4 福井地方最低賃金審議会(専門部会) 日程表

6 議事録

○西村指導官

ただいまより、令和4年度 第1回福井県最低賃金専門部会を開催いたします。

今回は本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局の方で進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、定足数の確認ですが、玉川委員の到着が遅れていますが、8名全員の方が御出席されていますので、本専門部会は有効に成立していますことを報告いたします。

それでは最初に、藤原労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

○藤原部長

福井労働局労働基準部長の藤原でございます。

委員の皆様におかれましては、業務御多忙の中、本日の福井県最低賃金専門部会に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

この専門部会は、最低賃金法25条2項で「最低賃金の決定又は改正決定の

調査審議を求められた場合」に設置が義務付けられており、より詳細で専門的な審議を行うものと位置付けられています。

さて、中央最低賃金審議会の目安額につきましては、7月27日に答申がなされる予定となっており、これらの内容については29日の第494回最低賃金審議会にて伝達をさせていただく予定でございます。

また、本省からの情報によりますと、中賃の使用者側委員からは、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響が深刻な業種に焦点を当てるべきと主張したが、本年においては通常の事業の賃金支払能力を考慮するという本来の考え方により審議されるべきであるとの意見が表明されており、前年度よりは賃上げの意識があるものと思われまます。

当審議会におきましても、昨年度は非常に厳しい判断をしていただいたところですが、当年度もいまだに収束しない新型コロナウイルス感染症や物価の上昇など難しい判断を求められるものと思われまますが、各委員の皆様が協力的に審議を行っていただくことを期待するところでございます。

例年のことではございますが、暑い時期に集中的な審議、御議論をお願いすることになり、委員の皆様方には大変な御負担をおかけすることになりますが、御審議方、よろしく御願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

#### ○西村指導官

はい、ありがとうございました。

それでは、資料1ページの「福井県最低賃金専門部会委員名簿」を御覧ください。既に審議会でも御報告をさせていただきましたとおり、全員の方が本審の委員を兼ねておられますので、この名簿をもちまして、御紹介とさせていただきます。

次に、「部会長及び部会長代理の選出」に入りたいと思います。部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項により「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とありますが、どのようにすべきか、お諮りしたいと思います。

従来どおり、公益委員の先生方で協議していただき、結果を皆様にお諮りする方法でよろしいでしょうか。

(・・・異議なし・・・)

(玉川委員到着)

#### ○西村指導官

事前に公益委員協議をしていただいております、その結果としましては、部会長に井花委員、部会長代理に上野委員となっておりますことを御報告いたします。

委員の皆様方の御推薦により決定した、ということよろしいでしょうか。

(・・・異議なし・・・)

(部会長、部会長代理の名札を置く)

○西村指導官

それでは、井花部会長から御挨拶をお願いいたします。

○井花部会長

ただいま御承認いただきました部会長の井花です。

今年もこの時期がやってまいりました。いろんな事情に基づく物価高とか、新聞報道ですと今日の深夜に山場を迎える中央での目安の審議とか、いろんな状況を踏まえて、この審議会においても良い結果を導きたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○西村指導官

ありがとうございました。

引き続き上野部会長代理から御挨拶をお願いいたします。

○上野部会長代理

上野でございます。よろしくお願いいたします。

今年は2年目になりまして、いよいよ慣れてきたのかなと思っています。

今年は、物価高、円安と非常に厳しい状況の中で、日銀の黒田さんもアゲンストの風の中に入れられるということを言われていますが、私は個人的には黒田さんがやっておられる為替水準を堅持しているということは、日本の健全な物価目標2%にはなっていますが、健全な2%を超える数字になるためには、今回の最賃の議論も大事な節目に当たるのかなと思います。

よろしくお願いいたします。

○西村指導官

ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行は、井花部会長をお願いいたします。

○井花部会長

それでは、議題(1)「福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

○細川室長

資料No.2を御覧ください。

福井地方最低賃金審議会専門部会運営規程は、第1条が「規定の目的」、第2

条が「会議の招集」、第3条が「委員の欠席」、第4条が「会議における発言」に関する規定が記載されておりますが、これらの説明については省略させていただきます。

次に、第5条の「会議の公開」ですが、本日は専門部会としてのこの項目の取扱いについての御審議をお願いしたいと思います。審議に当たりこれらの記載内容を読み上げますと、

「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」

という規定となっております。

これらの取扱いにつきましては、従来から、2回目以降の金額審議に関する専門部会については、本規定に基づき非公開として取り扱っておりますが、今年も同様に非公開とするか否かについての御審議をお願いいたします。

また、第6条の「議事録」につきましても、会議の公開と同じ理由により議事録の一部又は全部を非公開とすることができるようになっており、非公開とする場合には、議事録に代えて議事要旨を公開することになっております。一般的に、会議を非公開とする場合は議事録も非公開となりますので、これらの点を踏まえていただき、本年度の取扱いについて併せて御審議をお願いしたいと思います。

なお、専門部会の議事録または議事要旨、さらに当局より提出した資料や委員より提出された資料につきましては、当局ホームページへの掲載を行うこととなりますので、これらの点につきましても御承知いただきますようよろしくお願いいたします。

また、会議を非公開とした場合の専門部会の議事内容については、議事要旨を局ホームページに公開することになりますが、議事録自体の作成は必要であり、行政機関の保有する情報公開法に基づく開示請求がなされた場合は、これらの法律に規定された不開示情報を除き、その議事録等を開示することとなりますので、これらの点についても御承知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、これら議事録及び議事要旨等の公開に際しては、昨年同様、委員全員に対する事前の確認をお願いする予定としております。

最後に、第7条は「報告」、第8条が「専門部会の廃止」第9条が「規程の改廃」に関する規定となっております。これらの説明につきましても省略させていただきますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上、専門部会における会議及び議事録の公開についての御審議をお願いいたします。

○井花部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について何か御意見・御質問はございませんか。会議及び議事録の公開につきまして、従来どおりでよろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

#### ○井花部会長

(御意見がないようですので、) 専門部会運営規程は(案)のとおりとし、具体的な金額審議を実施する第2回目以降の専門部会の会議及び議事録は非公開とし、議事録に代わるものとして議事要旨を公開することとします。

次に議題(2)「福井県最低賃金に係る審議事項について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

#### ○細川室長

本専門部会において審議決定する必要がある事項は、資料No.3の「福井県最低賃金に係る審議事項」のとおりとなっています。

本専門部会においては、項目1の「適用する地域」は福井県の区域、項目2「適用する使用者」は前号の地域内で事業を営む使用者、項目3「適用する労働者」は前号の使用者に使用される労働者、を前提として、項目4、5、6の下線部が、審議事項となります。項目5につきましては、最低賃金法第4条第3項第3号において「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」に関する規定がなされ、これら除外賃金の取扱いについて、昭和47年の中賃にて一定の考え方が示されております。これらに関する現在までの取扱いとしましては、全国的にも「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」の3手当は除外する取扱いとしているところですが、項目4「最低賃金額」をこれから御審議いただく前提条件として、最初に、これらの除外する手当について、変更なしとして取り扱うか否かについて決定していただきたいと思えます。

なお、項目6「効力発生日」につきましては、最低賃金法第14条第2項の規定により、改正決定した最低賃金の効力発生日は、特に指定日を定めない限り、官報公示の日から起算して30日を経過した日となります。本年度の専門部会及び審議会の開催予定から、仮に8月4日の専門部会にて全会一致の答申がなされた場合、異議申出締切日が8月19日、官報公示の日が8月31日、効力発効日が9月30日となり、10月1日より前倒しになりますので、法的には効力発生日が9月30日以前となる場合については10月1日を効力発効日にするということであれば、官報の掲載内容について「法定どおり」ではなく、「令和4年10月1日」として発効日を指定する必要がありますので、これらの点についても御審議をお願いしたいと思います。

また、審議会の結審が8月5日以降になる場合は、効力発効日が10月1日以降となり、官報公示の日から起算して30日を経過した日の法定発効となりますので、よろしくをお願いいたします。

○井花部会長

ただいまの説明について御意見・御質問等はありませんでしょうか。

・・・特になし・・・

それでは、「福井県内で事業を営む使用者に使用される労働者についての「最低賃金額」を審議し、当該最低賃金に算入しない手当としては、従前どおり「精皆勤手当」、「通勤手当」、「家族手当」の3手当とし、法定発効日が9月30日以前となる場合の効力発生日については、10月1日の指定日発効とすることといたします。

○井花部会長

続きまして、議題（4）「今後の審議予定について」に入ります。

事務局より説明願います。

○細川賃金室長

資料No.4（7ページ）を御覧ください。これまでも説明させていただいた専門部会等の確認となりますが、本日以降の専門部会の開催日程につきましては、第2回が8月1日（月）午後1時30分から、第3回が8月3日（水）午前10時から、第4回は8月4日（木）午前10時から、いずれも14階の福井労働局会議室にて開催いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、8月4日の専門部会の結審が見込めない場合においては、8月5日の全日を専門部会（結審）の予備日、8月8日を第495回審議会（採決）の予備日とそれぞれ設定させていただいており、これら予備日での結審となった場合は、福井県最低賃金の改正は10月2日からとなることを御承知いただきたいと思っております。

○井花部会長

ただいまの事務局の説明について、何か御意見、確認事項等はありませんか。

・・・特になし・・・

○井花部会長

それでは、今ほどの資料No.4の日程により専門部会を開催することになりますので、よろしく願いいたします。

なお、次回開催の第2回福井県最低賃金専門部会においては、「福井県最低賃金の改正決定」に関する具体的な金額審議に入りたいと思っております。

これらの審議につきましては、例年、労側委員、使側委員双方より全体的な

御意見を頂き、これらに関する全体的な意見交換を実施した上で個別審議に移行している状況にありますが、本年もこのような方法にて審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、次回までに説明資料等の準備等についてお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○井花部会長

それでは、議題（６）「その他」に入ります。何か御意見等はございませんか。事務局の方から何かございますか。

○細川室長

特に、御連絡することはございません。

○井花部会長

ほかにございませんか。

ないようでしたら、本日はこれにて閉会とします。

御苦労様でした。

（閉 会）